

平成 29 年度 環境対応車導入促進助成事業における留意事項

平成 29 年 4 月 1 日
(公社)福島県トラック協会

1. バイフューエル車の取り扱い (実施要領「3. 助成対象車両」関係)

CNG燃料とガソリン燃料を併用するバイフューエル車については、天然ガス自動車として助成対象とする。なお、助成金額は10万円(全ト協・県ト協で各5万円)とする。

バイフューエル車の助成金交付申請を行う場合には、申請書「車両の型式」欄に車両の型式と共にバイフューエル車である旨の記載をすること。

2. やむを得ず国の補助要件を満たせない車両 (実施要領「4. 協調補助」関係)

次の(1)～(4)のいずれかに該当する車両については、国の補助金の併用を条件としない。

- (1) 国の補助台数要件を満たせない車両
- (2) 国の交付予定枠の申込みを行ったが、台数制限により内定通知がされなかった車両
- (3) 国の交付予定枠の申込みができなかった車両
- (4) 割賦により導入された車両

3. 申請 (国土交通省への申請は別途必要になりますのでご注意ください。)

車両を登録する前に「環境対応車導入促進助成金交付申請書」(5枚複写)を使用し、事前に申請手続きを行うものとする。(県ト協へ送付)

【提出書類】

- ①環境対応車導入促進助成金交付申請書(5枚複写のうち2～4枚目)
※1枚目は都道府県ト協控え、5枚目は申請者控えとなる。
- ②見積書(写)

4. 事後の申請について (実施要領「6. 申請受付期間」関係)

事前申請が原則だが、継続して助成事業が実施できるよう4月～6月の登録車両に限り、事後の申請を認めることとする。なお、事後の申請の受付は4月～5月登録の車両は6月16日まで、6月登録の車両は登録日より20日以内に限る。